

IC カードによる電子入札以外に紙入札も可能です。

この場合別途添付の様式第 2 号を 2 部提出いただくこととなります。下記運用基準をご参考ください。

大分県電子入札運用基準（物品・役務）（抜粋）

6. 電子入札案件に紙入札での参加を認める基準

6-1 紙入札での参加を認める基準

入札参加者が、次の基準により当初から、あるいは電子入札システムによる手続き開始後に紙入札で参加しようとする場合は、「紙入札（見積）参加届出書」（様式第 2 号）を発注者に 2 部提出して承認を得るものとする。

〈紙入札を認める基準〉

- ①商号又は代表者等の変更により、IC カードの再取得が間に合わない場合
- ②IC カードの閉塞（PIN 番号の連続した入力ミス）、破損、盗難による再発行手続き中の場合
- ③WTO 該当案件において、入札参加者が電子入札システムの利用が困難であると認められる場合（2-1 に規定する IC カードを保有していない場合等）
- ④電子入札の対応が困難であると認められる場合
- ⑤その他やむを得ない事情があると認められる場合

※上記①及び②は、社会通念上妥当な手続き期間内に限る。

6-2 紙入札による提出期限

紙入札で参加する場合の関係書類の提出期限は、電子入札の提出期限と同じとし、期限までに発注者に提出するものとする。

また、入札書は、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。

6-3 紙入札から電子入札への移行

発注者が紙入札での参加を認めた場合は、当該入札案件についてその後の電子入札への移行は認めないものとする。